

憲法と労働法及び労働者(その2) 改悪の狙いは何か

「憲法」の危機が続いている。主要には憲法第 9 条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する 第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という戦争の放棄・戦力の不保持の条文を改めるというものであるが、それ以外にも、労働者の労働・生活諸権利にも手を突っ込もうとしている。ここでは、「労働者の権利」という視点にたち、前回から、憲法改悪の問題点と狙いについて述べてきたが、その続きである。

なおここで対比する「憲法改正草案」(以下、改正案)は、自由民主党憲法改正推進本部が取りまとめた「案」である。(傍線は、変更した部分)

憲法第 18 条である。

(憲法第 18 条) 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(改正案) (身体の拘束および苦役からの自由)

- 1 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的または経済的關係において身体を拘束されない。
- 2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

まず、「いかなる」という言葉を「社会的または経済的關係において」に置き換えている。

つまり「社会的、経済的關係」以外なら「拘束」は憲法によって禁止されないということになる。「社会的關係」とは、一般的には、「政治的關係(参政権など)、経済的關係(租税など)に含まれないすべての生活關係(居住の

権利など)」のここととされている。そうした意味では、条文上以外の例えば、「政治的関係」「軍事的関係」での拘束は、可能であるということになるのである。

また、「奴隷的拘束も受けない」という文を「身体を拘束されない」という文に変更している。奴隷的拘束とは、一般的には「奴隷なみと考えられるほどに身体を拘束することをいう。奴隷、人格を無視した拘束のもとにおかれている公娼・私娼、〈監獄部屋〉〈たこ部屋〉の労働者、人身売買などが該当する。奴隷的拘束からの自由とは、そのような身体からの自由を意味する。」とされている。この解釈からすると「身体からの拘束」は「奴隷的拘束」の中に含まれていると解されるのであるが、あえて変えた意図は何なのであろうか。

尚、徴兵制は、「意に反する苦役」にあたり禁じられているとするのが通説・政府見解である。

(憲法第 19 条) 思想および良心の自由は、これを侵してはならない。

(改正案) (思想および良心の自由)

思想および良心の自由は保障する。

「侵してはならない」という強い文言が、なぜか「保障する」というという弱い文面になっている。憲法を読み解く場合、忘れてはならないのは、憲法それ自体が、一人ひとりの国民ではなく国家権力を規制するということである。つまり、国民一人ひとりの「思想および良心の自由」は固有の当然の権利であり、国家権力が「侵してはならない」ということなのである。これを「保障する」という文面に変えることによって明らかに主体が逆転する。つまり「思想および良心の自由」を国家権力が「保障する」ということになるのである。これは意図的なすり替え以外の何物でもない。憲法とは、国の統治のあり方を定める基本的なルールであり、法律よりも強い効力を持つ。

国家権力を制限し、個人の権利・自由を侵さないよう歯止めをかける機能があるのである。

(憲法第 20 条)

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(改正案) (信教の自由)

- 1 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

この項も主体が逆転しているのである。本来ならば国民が主体であるから国家権力の介入自体が憲法違反となる可能性が高い。「信教の自由」は個人の当然の権利として在るものであり、それに対する国家権力の介入を排除するのがこの条項の趣旨である。改正案ではあくまでも国(国家権力)が主体となっている。これは「憲法」自体の存在意義の否定へとつながる。

3の「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。」というのを付け加えたのは、「靖国神社参拝」を意識したものであろう。因みに自民党は「最高裁判例を参考にして後段を加え、『社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないもの』については、国や地方自治体による

宗教的活動の禁止から外しました。これにより、地鎮祭に当たって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実的に解決されます」と述べている。

(憲法 21 条)

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない

(改正案) (表現の自由)

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

何と云っても 2 項を付け加えたことであろう。前号の「通信」でも指摘したが、「公益及び公の秩序」とは、「国益及び公権力による秩序」と言い換えることもできる。つまり、国益や公権力による秩序を害する行為、結社は認めないということである。これ自体が問題なのであるが、この条項で見え隠れするのが、「目的行為」それ自体を禁止しようとする意図である。つまり、実際に行った行為自体ではなく、「目的」としたこと自体が「処罰」の対象となるということである。反政府党や労働組合などは、その存在自体が「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社」をしたとして否定されるということである。

労働者及び労働組合の存在が問われている。私たちは改めて階級社会における「労働者階級」の位置と役割を自覚する必要があるだろう。

(労働研事務局長 本村充)

